

(図表1) 税効果会計基準改正の主な影響と適用初年度取扱い

項目	適用初年度取扱い
個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い(税効果適用指針8項(2))	(当該規定適用によりこれまでの会計処理と異なることとなる場合) ・会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う ・新たな会計方針を過去のすべてに期間に遡及適用する
(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い(回収可能性適用指針18項)	・表示方法の変更として取り扱う ・表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い組替えを行う
表示の取扱い(税効果会計基準一部改正2項)	・表示方法の変更として取り扱う ・ただし、追加した注記事項については2019年3月期の比較情報に記載しないことができる
注記事項の取扱い(税効果会計基準一部改正3項、4項、5項)	

(出所) 企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表 本会計基準等の概要に基きつぎ筆者作成

【この章のエッセンス】

●税効果会計基準改正による主な影響は次のとおりである(図表1)。
・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いの見直し
・(分類1)に該当する企業における

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの見直し
・繰延税金資産および繰延税金負債の表示区分の見直し
・注記事項に評価性引当額の内訳および税務上の繰越欠損金に関する情報を追加

I 将来加算一時差異の取扱いから注記事項まで 改正税効果会計基準の 会計処理ポイント

有限責任 あずさ監査法人
公認会計士 藤本 さおり

はじめに

企業会計基準委員会より2018年2月16日に企業会計基準28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等が公表され、3月決算会社で

は2019年3月期からの適用となっている。この改正を受けて、2018年3月に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(内閣府令7号)が公布され、会社計算規則も「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令5号)(2018年3月)および「会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令27号)(2018年10月)により改正された。本稿では、この改正後の会計基準等の適用に伴い、3月決算で気をつけるべきポイントを解説する。なお、文中、意見に関する部分は、筆者の私見であることを申し添える。

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いの見直し

従来、個別財務諸表における子会社株式または関連会社株式(以下、「子会社株式等」という)に係る将来加算一時差異(組織再編に伴い受け取った子会社株式等に係る将来加算一時差異のうち、一定の要件を満たすものを除く)については、会社が清算するまでに課税所得が発生しないことが合理的に見込まれる場合以

外、一律、繰延税金負債を計上することとされていたが、この取扱いが見直された。企業会計基準適用指針28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(以下、「税効果適用指針」という)では、連結財務諸表における子会社または関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異の取扱いに合わせ、親会社または投資会社が